

返戻金に関する規定

有限会社 シルバーケア夢

START UP 夢

第 1 条(手数料の返戻)

1. 本契約に基づき求職者が求人企業に入社した後、当該求職者が次の各号に定める期間内に自己の都合(求人企業の責に帰すべき事由、又は病気・怪我等の不可抗力による場合を除く)により退職した場合、乙(紹介会社)は甲(求人企業)に対し、既に受領済みの紹介手数料(消費税等を除く)から、退職時期に応じた以下の割合による金額を返戻するものとする。

(1) 入社日から 1 ヶ月未満で退職した場合:受領済手数料の 80 %

(2) 入社日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満で退職した場合:受領済手数料の 50 %

2. 前項の規定にかかわらず、入社日から 3 ヶ月を経過した後の退職については、理由のいかんを問わず、乙は甲に対して一切の返戻義務を負わないものとする。

3. 甲は、第 1 項に基づき返戻金の請求を行う場合、当該求職者の退職理由を証明する書面(退職届の写し等)を添えて、退職日から 14 日以内に乙に対して書面又は電磁的方法により通知しなければならない。この期間内に通知がなされない場合、甲は返戻金の請求権を失うものとする。

4. 乙は、甲からの適正な請求及び確認が完了した日の属する月の翌月末日までに、第 1 項に定める返戻金を甲が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

なお、振込手数料は甲の負担とする。

本規定は、令和6年10月1日から施行する